

委託訓練事業の概要について

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

● 要 旨

岩手県では、職業能力開発促進法第4条2項(職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等に鑑み、必要とされる職業訓練の実施に努めなければならない。)に基づき、国(厚生労働省)から委託を受け、離職者等に対する職業訓練を実施しています。

職業訓練の実施にあたっては、民間事業者に委託を行い、求職者等が早期に再就職を出来るような訓練カリキュラムを実施していただくとともに、訓練修了後の就職支援も含めて総合的に支援をしていただくようお願いしているものです。

● 委託訓練の概要

求職者等に対する職業訓練は、国(厚生労働省)が定める委託訓練実施要領に基づき、全国各地で実施しておりますが、本県で実施している委託訓練は以下のとおりです。

- 1 知識等習得コース
- 2 長期高度人材育成コース
- 3 建設人材育成コース
- 4 大型自動車一種運転業務従事者育成コース
- 5 日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)

上記1～4は、再就職に当たり、職業能力の開発を必要とする求職者に対する多様な職業訓練の受講機会を確保し、就職に繋げて行くことを目的としています。

なお、上記1のうち、「母子家庭の母等の職業的自立促進コース併用型訓練」(併用型訓練)は、準備講習と委託訓練(うち知識等習得コース)を統合したコースとして設定をし、母子家庭の母等の能力、適性及び地域の雇用ニーズに合致した委託訓練を実施することにより、自立促進に資することを目的としています。

また、上記5は、実践的な職業能力の習得が必要な求職者に対し、早期安定就労への移行を図るため、座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練を実施することにより、就職に繋げて行くことを目的としています。

● 職業訓練の詳細

本県で実施している職業訓練は、以下のとおりです。

1 訓練内容

(1) 知識等習得コース

訓練コース	主な訓練科名 (主な内容)	訓練期間
事務系コース	パソコン基礎習得科 (パソコン操作、文書作成)	2 か月
	O A 実務科 (パソコン文書作成、表計算) 経理実務科 (簿記の資格取得、パソコン実務) 医療事務科 (医療クラーク、介護事務等資格取得) 簿記パソコン科 (パソコン操作・簿記の資格取得)	3 か月
医療・介護系コース	介護サービス科 (介護職員初任者研修) 介護パソコン科 (パソコン操作・介護職員初任者研修)	3 か月
技術系コース	パソコン実務科 (D X コース) (ネットワーク構築の基礎・ITSS レベル1の資格取得等) Web デザイン科 (D X 併用コース) (Web デザインの資格取得等) Web クリエイティブ科 (Web デザインの資格取得等)	3 か月

(2) 長期高度人材育成コース ※但し、令和6年度の委託訓練事業者の募集終了

訓練コース	主な訓練科名 (主な内容)	訓練期間
長期コース (国家資格等)	介護福祉士養成科 (介護福祉士の資格取得) 保育士養成科 (保育士の資格取得) その他の訓練科 (国家資格等の取得)	24 か月

※ 県内で「介護福祉士養成科」を実施できる施設は専門学校のみ。

(3) 建設人材育成コース

訓練コース	主な訓練科名 (主な内容)	訓練期間
技能系コース	総合オペレーション科 (建設機械技能講習等の資格取得)	2 か月、3 か月

(4) 大型自動車一種運転業務従事者育成コース

訓練コース	主な訓練科名 (主な内容)	訓練期間
技能系コース	運転業務従事者養成科 (大型自動車一種運転免許の資格取得)	2 か月

(5) 日本版デュアルシステム (委託訓練活用型)

訓練コース	主な訓練科名 (主な内容)	訓練期間
事務系コース	O A ビジネス科 (パソコン文書作成、表計算、企業実習)	4 か月 (座学3 か月+企業実習1 か月)
介護系コース	介護サービス科 (介護事務等資格取得、企業実習)	4 か月 (座学3 か月+企業実習1 か月)

2 訓練対象者

公共職業安定所に求職申込みをしている雇用保険受給者等で、公共職業安定所長から職業訓練の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者

大型自動車一種運転業務従事者育成コースについては、上記に加え自動車運送業界の大型自動車の運転業務への就職を希望する者、近の職歴において、自動車運送業界での就業経験が無い者（運転手以外の職種での就業経験を含み、直近の離職から1年以上を経過している場合を除く。）訓練受講の開始日時点で関係法令において大型自動車一種免許のための資格を満たしている者（21歳（道路交通法施行令第32条の7第2に規定する教習を修了した者にあつては19歳）以上で、中型免許、準中型免許、普通免許または、大型特殊免許を取得後通算して3年（道路交通法施行令第34条第2項に規定する教習を修了した者に合つては1年）以上経過している者

なお、「長期高度人材育成コース」及び「日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）」については、公共職業安定所に求職申し込みを行い、かつ、ジョブ・カードの作成支援を受けた者

また、「知識等習得コース」のうち、併用型訓練については、母子家庭の母等であつて、公共職業安定所に求職申込みを行っている者

※ 母子家庭の母等とは、就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母や自立支援プログラムに基づき福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者をいいます。

※ 併用型訓練の実施方法は、以下のとおりです。

- ・ 準備講習 原則5日間（標準5時間/日、内容：就職への意識啓発等を目的とした講習）
- ・ 職業訓練 原則3か月（標準100時間/月、内容：介護サービス科、OA実務科等）
- ・ 準備講習受講後、委託訓練（うち知識等習得コース）受講者と合流して訓練を受講します。

● 委託訓練実施機関

実施機関(委託発注機関)は、以下のとおりです。

実施機関名	R4実施訓練コース	実施地域
定住推進・雇用労働室	・ 長期高度人材育成コース（24か月）	県内全域
岩手県立産業技術短期大学校 (矢巾校)	・ 知識等習得コース（併用型訓練含む） （2か月、3か月、6か月） ・ 日本版デュアルシステム（委託訓練活用型） （4か月）	盛岡、花巻、北上

岩手県立産業技術短期大学校 (水沢校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識等習得コース (2か月、3か月、6か月) ・ 大型自動車一種運転業務従事者育成コース (2か月) 	奥州、一関、大船渡
岩手県立宮古高等技術専門校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識等習得コース (2か月、3か月、6か月) ・ 建設人材育成コース (2か月) ・ 大型自動車一種運転業務従事者育成コース (2か月) ・ 日本版デュアルシステム (委託訓練活用型) (4か月) 	釜石、遠野、宮古
岩手県立二戸高等技術専門校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識等習得コース (2か月、3か月、6か月) ・ 建設人材育成コース (2か月) 	久慈、二戸

● 委託事業内容

訓練実施以外の委託業務の主な内容は、以下のとおりです。

- 1 必要に応じた訓練受講者の募集及び選考への協力
- 2 訓練受講者の出欠席の管理及び指導
- 3 訓練の指導記録の作成
- 4 訓練受講者の欠席届等に係る確認及び指導
- 5 訓練受講者の中途退講に係る事務処理
- 6 公共職業安定所に提出する書類（受講証明書等）に係る指導及び事務処理
- 7 職業訓練受講給付金対象者に係る事務処理
- 8 訓練実施状況の把握及び報告（月次報告・随時報告）
- 9 訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告
- 10 能力評価及び職業能力証明シートの作成
- 11 訓練修了者の就職状況に係る報告
- 12 定着状況の把握及び報告
- 13 訓練受講者全員の損害賠償責任に対する民間保険への加入指導
- 14 災害発生時における県（実施機関）への連絡
- 15 その他訓練及び就職支援の実施に伴い県が指示する事項

● 訓練指導体制

職業訓練を受託するに当たっては、以下の指導体制を確保する必要があります。

《各訓練共通》

- 1 受講者全員が修了できるような指導体制を確保すること。
- 2 訓練の担当者は、職業訓練指導員免許を有する者又は準ずる者（職業能力開発促進法第30条の2第2項に該当する者等）であること。
- 3 指導員は、事業ごとに決められた人員を配置すること。
- 4 訓練コース以外の受講者との混合訓練はしないこと。
- 5 指導員は訓練に専念して従事すること。（同時間帯に他の講座との掛持ちはしないこと。）
- 6 受講者を委託訓練、準備講習に関係ない作業に従事させないこと。
- 7 訓練導入担当者は原則としてキャリア・コンサルタント有資格者とする。
- 8 訓練実施中にキャリア・コンサルティング（3回以上）を実施し、ジョブ・カードを作成支援すること。

《日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）》

- 9 受講者全員の企業実習（職場実習）ができること。

● 公的職業訓練の効果的な実施のための更なる連携強化について

- 1 関係機関連携体制の強化
- 2 公的職業訓練ニーズの把握及びニーズを踏まえた適切な訓練コースの設定
- 3 適切な受講あっせんの推進
- 4 公共職業訓練受講者に対する就職支援
 - (1) 修了1か月前を目処に受講者に安定所を訪問させて職業相談を受けること。
 - (2) 修了時、3か月後時の個別の就職状況を、安定所等に提供すること。

● 訓練施設整備等

職業訓練を受託するに当たっては、以下の設備を備えている必要があります。

- 1 行事等（就職ガイダンス等）に使用できる教室が確保されていること。
- 2 同一教室での集合訓練ができること。
- 3 受講者の休憩室（昼食等ができる部屋）を確保できること。
- 4 交通の便が良くない地域にあつては、受講者の駐車場を確保できること。
- 5 パソコンを使用する場合は、一人につき1台以上とすること。（受講科目によってはインターネットが使用できることを要件とすること。）

● その他

訓練修了後3か月間の就職支援を実施します。

なお、受託された職業訓練において2回続けて同種訓練の就職率が低調の場合、同種の訓練を受託することができなくなることがあります。

また、令和3年度からガイドライン研修の受講が要件化されましたので、ご注意ください。

1 ガイドラインの重要性

ガイドラインは、民間教育訓練機関が職業訓練サービスの質の向上を図るために取り組むべき事項を具体的に提示したものであり、職業訓練サービスの質の向上を図るためのツールとなるものであるため、公共職業訓練の委託を受けようとする訓練機関等への周知・普及を一層促進するとともに、併せて、都道府県の委託訓練の担当者においてもガイドラインについて理解するよう努めること。

2 ガイドライン研修の受講の要件化

平成26年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「ガイドライン研修」という。）を委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が委託先機関に在籍していること又は委託先機関がISO29993（公式教育外の学習サービスサービス要求事項）及びISO21001（教育機関－教育機関に対するマネジメントシステム－要求事項及び利用の手引き）を取得していること（以下「ガイドライン研修等の受講要件」という。）を委託の原則とすること。

ただし、長期高度人材育成コースについては、当面の間、ガイドライン研修等の受講要件を適用しないこととする。